

## 第1回 向日町競輪事業外部有識者会議 次第

日 時：令和4年7月11日（月）

午後2時30分～

場 所：向日町競輪場 選手管理センター  
3階305会議室

### 1 開 会

### 2 委員紹介、座長の互選について

### 3 議 事

（1）向日町競輪事業の状況について

（2）これまでの経過について

（3）意見交換

### 4 その他

### 5 閉 会

#### <配付資料>

出席者名簿、配席図

資料1 向日町競輪事業外部有識者会議 設置要領

資料2 向日町競輪事業の状況

資料3 これまでの経過

#### <参考資料>

資料4 向日町競輪事業検討委員会報告書（概要）（平成23年2月）

資料5 京都府包括外部監査報告書（概要）（令和4年3月）

第1回 向日町競輪事業外部有識者会議 出席者名簿

【委員】

(五十音順・敬称略)

氏名	役職等
岡崎雄至	寺戸町連合自治会会長
奥野美奈子	京都銀行取締役
川勝健志	京都府立大学副学長
小長谷敦子	小長谷公認会計士事務所
徳廣剛	京都府立北桑田高等学校長 (公財)京都府スポーツ協会参与
山本将利	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員 横浜商科大学特任教授

【京都府】

氏名	役職等
野本祐二	京都府総務部長
能勢重人	京都府総務部副部長
福井景一	京都府自転車競技事務所長

## 向日町競輪事業外部有識者会議 設置要領

## (目 的)

第1条 向日町競輪の今後の事業運営について、幅広い視点から意見を聴取することを目的に、「向日町競輪事業外部有識者会議（以下「会議」という。）」を設置する。

## (組 織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から2年とし、再任することができる。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会議は、知事が招集する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (委員以外の者の出席)

第3条 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

## (公 開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

## (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年7月11日から施行する。

(別 表)

向日町競輪事業外部有識者会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
岡 崎 雄 至	寺戸町連合自治会会長
奥 野 美奈子	京都銀行取締役
川 勝 健 志	京都府立大学副学長
小長谷 敦 子	小長谷公認会計士事務所
徳 廣 剛	京都府立北桑田高等学校長 (公財)京都府スポーツ協会参与
山 本 将 利	三菱UFリサーチ&コンサルティング (株) 主任研究員 横浜商科大学特任教授

## 向日町競輪事業の状況について



京都府自転車競技事務所

# 1 競輪事業とは

## ■ 公営収益事業

種別	内容
公営競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>競輪（所管）経済産業省（根拠法）自転車競技法（※）</li> <li>競艇（所管）国土交通省（根拠法）モーターボート競争法</li> <li>競馬（所管）農林水産省（根拠法）競馬法</li> <li>オートレース（所管）経済産業省（根拠法）小型自動車競争法</li> </ul>
公営くじ	<ul style="list-style-type: none"> <li>宝くじ（所管）総務省（根拠法）当せん金付証票法</li> <li>スポーツ振興くじ（所管）文部科学省（根拠法）スポーツ振興投票実施法</li> </ul>

（※）自転車競技法（昭和23年法律第209号）

**第1条** 都道府県及び総務大臣指定市町村は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競技を行うことができる。

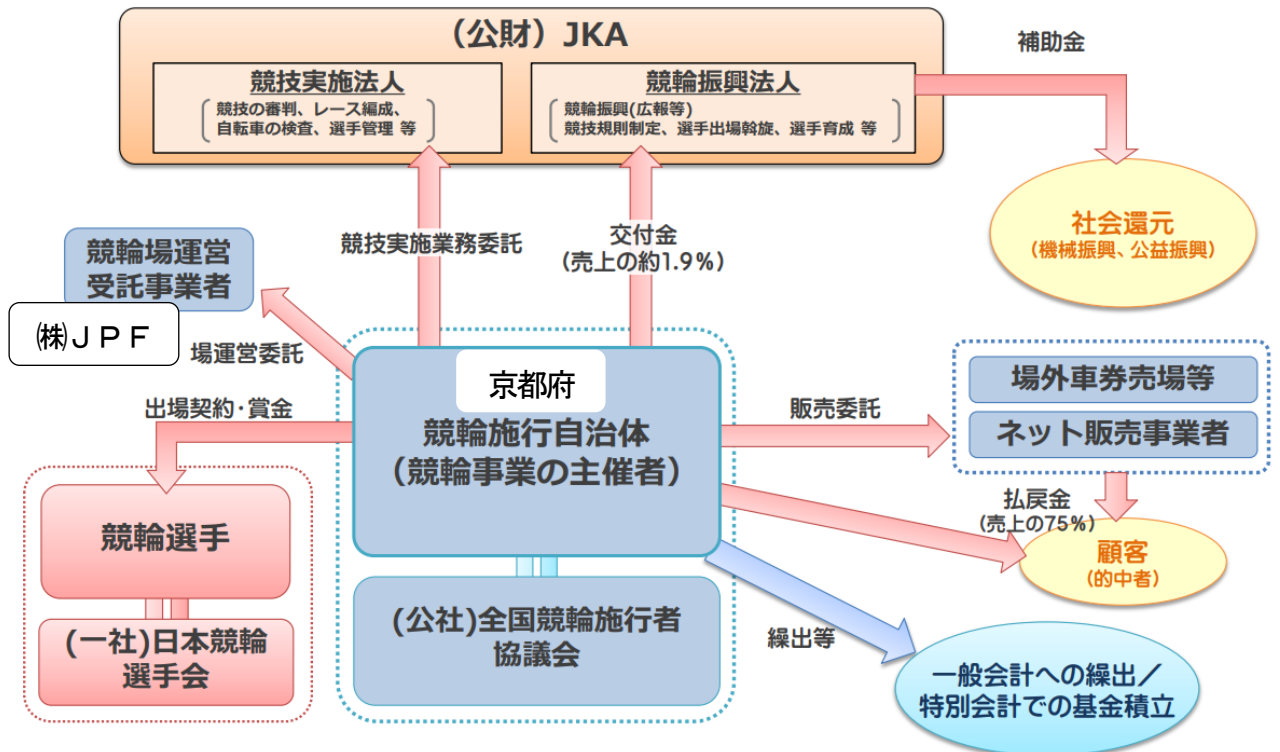
**第22条** 競輪施行者は、その行う競輪の収益を持って、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

（※）全国の競輪場数 43場（うち都道府県施行 5府県（6場））

## ■ 競輪事業の全体状況

### （1）運営体制

#### 競輪事業の運営体制



(2) 開催種別・区分等

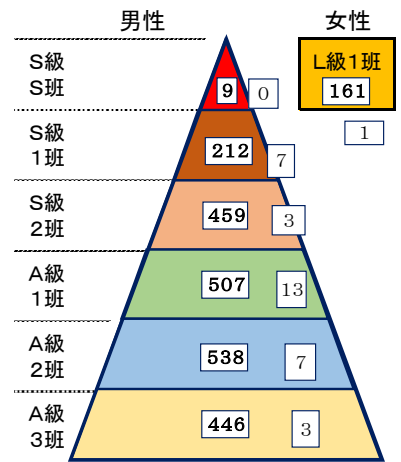
競輪の開催種別等

(単位: 億円/開催)

		開催名称等	日等	出場選手	②売上	③売上
特 別	GP	競輪グランプリ	12/30	G I 覇者等	56億円/R	62億円/R
		G I	日本選手権競輪	GW中	S級S班 ・ S級1班	開催中止
	高松宮記念杯競輪	6月	70.5	81.0		
	オールスター競輪	8月	117.7	117.8		
	寛仁親王牌(世界選手権記念T)	10月	85.4	79.9		
	朝日新聞社杯競輪祭	11月	114.9	121.2		
	全日本選抜競輪	2月	88.0	91.2		
	G II	サマーナイトフェスティバル	7月	57.4		49.6
	共同通信社杯	9月	76.8	60.5		
	ヤンググランプリ	12/29	—	—		
	ウィナーズカップ	3月	68.7	85.6		
	G III (記念等)	各場年1回開催、S級選手のみ出場 <③42開催>			1,550億	1,847億
F I	S級戦・A級選の混合開催 <③259開催>			2,571億	2,651億	
F II	A級選手の1・2班戦と3班戦 <③493開催>			2,582億	3,369億	

※ 競輪グランプリは1レースのみの売上、ヤンググランプリは「グランプリシリーズ」内で開催される。

選手の級班別人数



計 2,332名 (R4.3.1時点)

(京都支部所属34名)

開催区分

	モーニング(朝)	通常(昼)	ナイター(夕)	ミッドナイト(夜)
第1R出走～最終R出走	9:00～11:30	10:30～16:40	15:30～20:30	20:30～23:30
対象となるグレード	F IIのみ	全グレード		F IIのみ

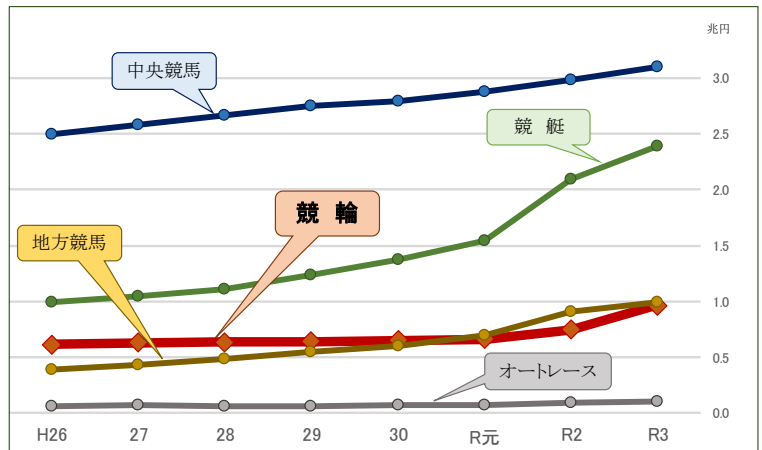
(3) 最近の全国情勢

地方公営5競技の売上状況

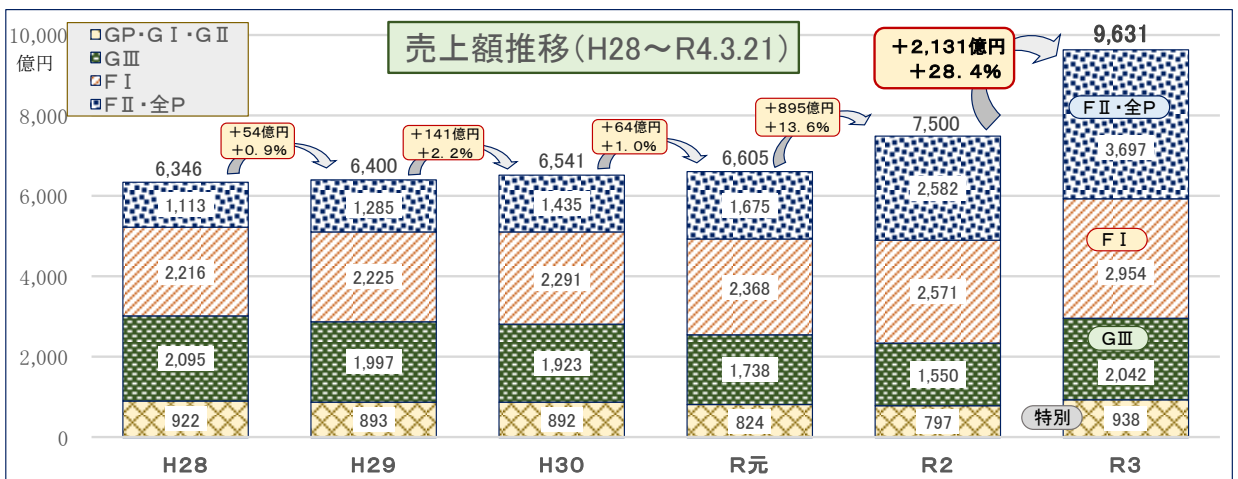
(単位: 億円、%)

	R2	R3	伸率
中央競馬	29,835	30,999	103.9
競艇	20,951	23,926	114.2
地方競馬	9,123	9,933	108.9
競輪	7,500	9,631	128.4
オートレース	946	1,033	109.2
計	68,355	75,522	110.5

※ 中央競馬は、暦年(1月～12月)比較



競輪の売上状況



## 2 向日町競輪事業の概要

### ■ 競輪場の施設概要

設 置	昭和25年11月15日
敷地面積	56,535㎡
収容人員	約20,000人（うち特別観覧席407席）
走路（バンク）	周長400m、最大傾斜角度30度
スポーツ施設	陸上競技施設 100m直線・200mトラック・三段跳び兼走り幅跳び 球技施設 テニスコート、卓球場 ※ この他、BMXフリースタイルコース（包括委託先設置）

### ■ 主な沿革

（単位：千人・百万円）

年度	入場者数		車券売上収入	単年度純収支	一般会計繰出金	特記事項
	本場	場外				
25	267		536.8	10.3	0.9	事業開始
39	624		3,481.0	499.8	409.1	特別会計設置
46	974		14,608.2	2109.7	2,405.0	入場者数最大
48	941		20,477.8	2889.3	1,875.0	単年度収支最大
49	937		22,929.1	2870.5	2,875.0	繰出金最大
50	826		21,243.2	2040.1	2,875.0	〃
60	608		24,102.7	487.9	800.0	第3スタンド改築
61	623		26,931.7	△ 92.7	800.0	初の赤字
62	607		40,351.3	2511.2	800.0	特別競輪開催
7	429	63	21,553.0	446.7	1,200.0	場外発売を開始
10	404	92	19,752.4	△ 230.6	500.0	選手管理棟改築
11	394	71	19,427.9	△ 136.0	400.0	
12	363	73	18,456.3	△ 432.6	0.0	
13	315	96	15,616.7	△ 714.8	0.0	包括外部監査
14	299	101	12,930.7	△ 278.4	0.0	
15	329	254	24,972.6	426.0	0.0	特別競輪開催
18	197	502	14,129.4	62.3	0.0	場外入場者最大
20	165	445	13,961.3	476.8	0.0	
21	144	470	13,961.3	△ 31.9	800.0	
22	120	418	11,567.8	△ 62.7	0.0	事業検討委員会
23	123	482	11,323.0	70.5	0.0	
27	78	399	14,635.0	182.2	0.0	GⅢ枠外開催
28	68	351	11,448.1	81.4	300.0	
29	65	313	10,838.1	242.5	500.0	包括委託開始(※)
30	43	310	10,941.0	268.1	350.0	ミッド借上開催
元	43	251	12,351.7	214.2	250.0	
2	27	251	12,443.6	313.2	100.0	包括委託第2期(※)
3見込	24	232	23,573.4	941.3	200.0	ミッド本場開催 包括外部監査

(※) 包括民間委託の導入

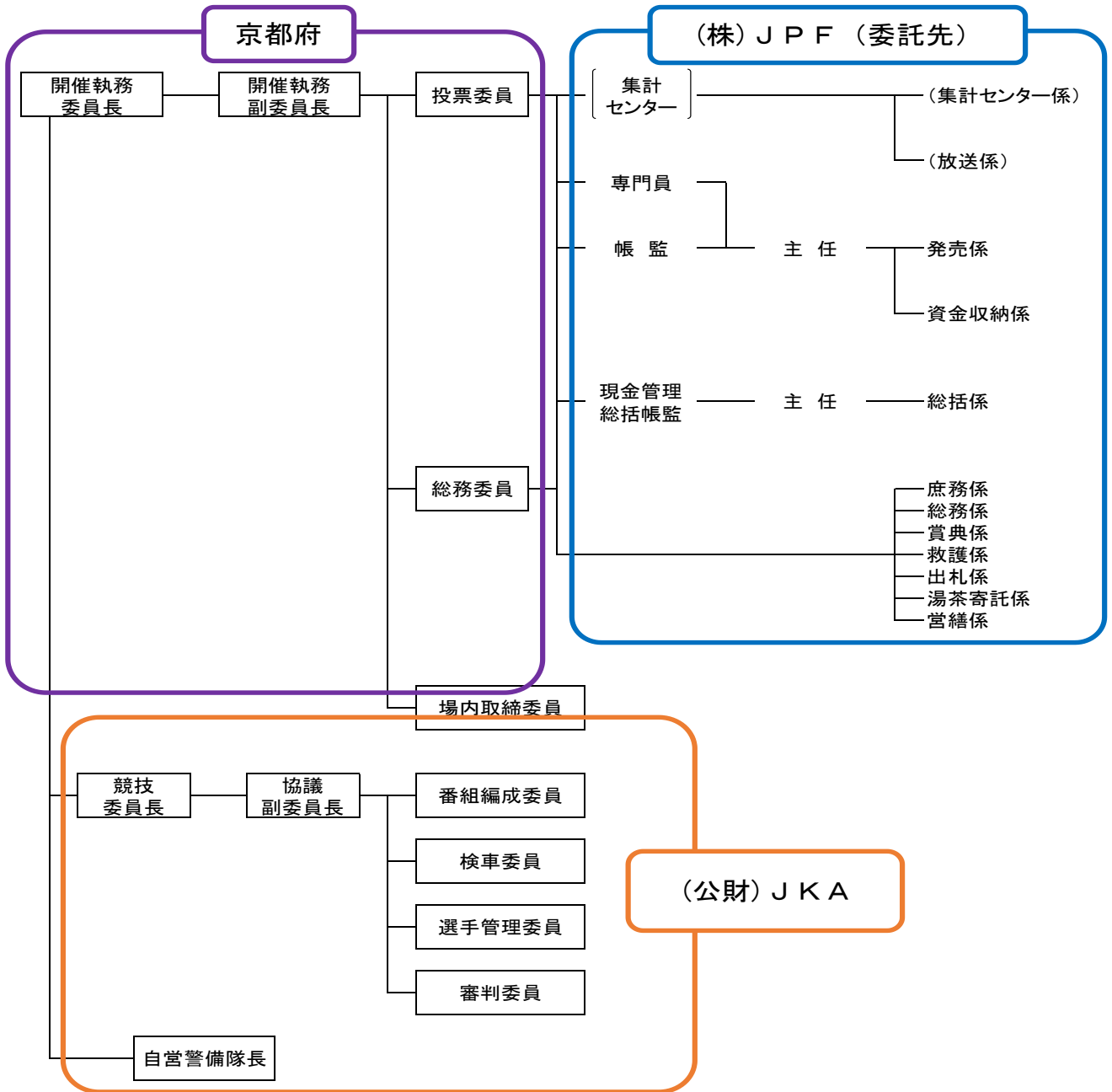
目 的	民間事業者の斬新で柔軟な発想やノウハウによる業務の効率化・収益改善を図る
委託内容	車券の発売、払戻金の交付、ファンサービス、広報、保守、警備、清掃 等
委託期間	第1期：平成29年4月～令和2年3月（3年間） 第2期：令和2年4月～令和7年3月（5年間）



■ 競輪の実施状況

<p>京都府における 開催根拠</p>	<p>●向日町競輪場設置並びに管理条例（昭和 25 年京都府条例第 38 号）</p> <p>第 1 条 自転車競技法の規定により自転車競走を行うため、本府向日町競輪場を設置する。</p> <p>●京都府営自転車競技条例（昭和 25 年京都府条例第 15 号）</p> <p>第 1 条 自転車競技法に基づく自転車競走で府が競輪施行者であるものの実施については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>
-------------------------	--

(1) 開催執務体制（本場開催）



本場開催の状況

		H30	R元	R2	R3※	R4(予定)
開催種別・ 区分	GⅢ	1	1	1	1	1
	FⅠ	6	6	4	6	5
	FⅡ(昼)	4	6	5	4	5
	FⅡ(ミッド)	4	4	4	8	8
計		15	17	14	19	19

平安賞

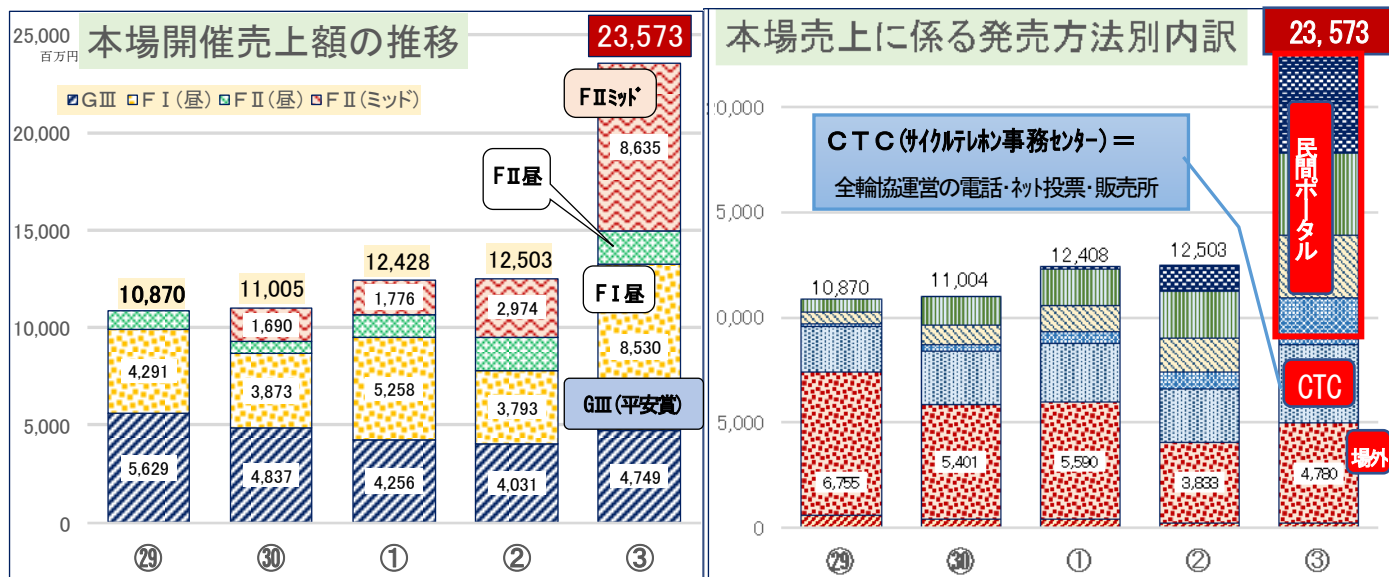
## (2) 開催日程 (例: 令和4年度上半期)



※ ほぼ毎日、全国のどこかの競輪場でレースが開催され、各競輪施行者は、本場での開催執務の実行のほか、他の競輪施行者との委託契約により、他場車券の発売 (= 場外発売) も実施

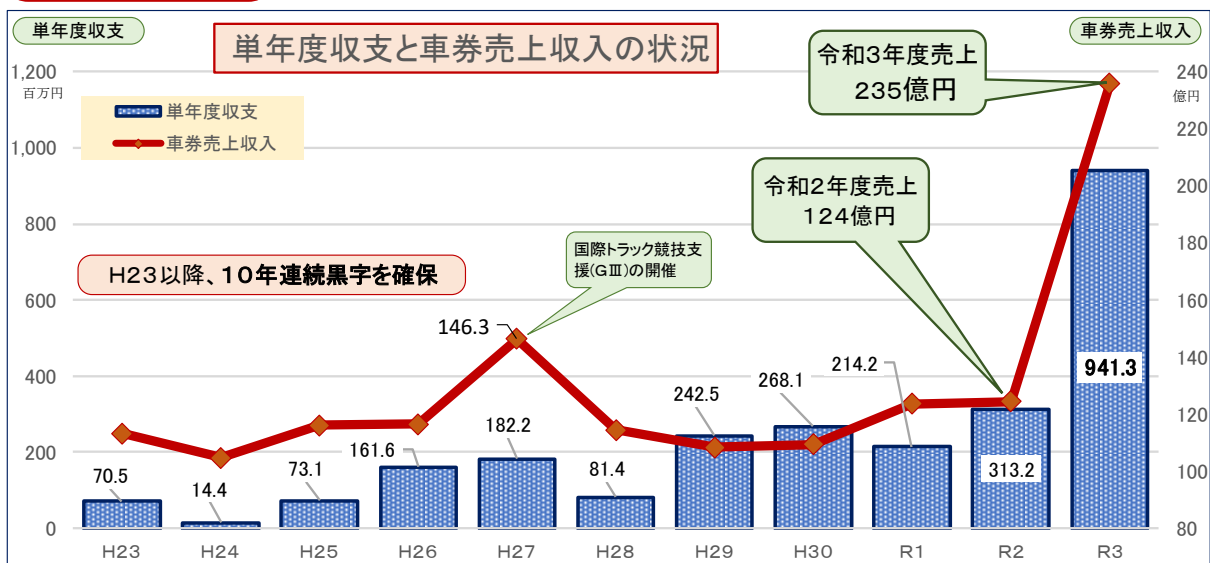
## (3) 業務実績 (令和3年度)

本場開催	日数: 60日 (うちミッド23日) 【②43日 (うち借上ミッド12日)】 売上: 約235.7億円 【前年度比 189.4%】 入場者数: 24,368人 【前年度比 89.8%】
他場車券の発売 (場外発売)	日数: 256日 売上: 約25.5億円 【前年度比 91.3%】 入場者数: 232,075人 【前年度比 92.2%】



## ■ 収支状況

### 直近の収支状況



(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	11年計
一般会計繰出金	0	0	0	0	0	300	500	350	250	100	200	1,700

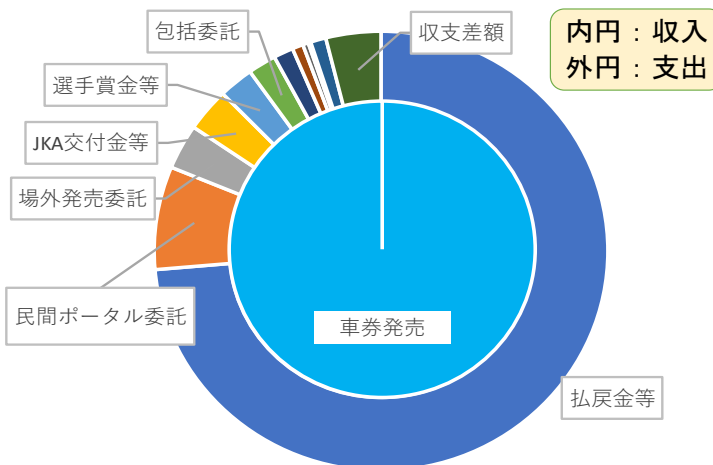
※1 繰出金最大額 : S49・S50に、28億75百万円/年

※2 S25からR3までの繰出金累計額 : 470億34百万円

### 令和3年度収支状況

(単位:百万円)

項目	金額
<b>収入(A)</b>	<b>24,010.7</b>
車券発売	23,573.4
入場料・車券発売副収入等	437.3
<b>支出(B)</b>	<b>23,069.4</b>
払戻金・返還金事故金	17,681.1
民間ポータル発売委託料	1,819.5
場外発売事務委託料	794.0
JKA交付金・開催業務委託等	762.2
賞典費(選手賞金・手当等)	599.5
開催業務包括委託(㈱JPF)	484.2
受託場外経費	338.1
全国施行者協議会分担金等	187.4
ミッドナイト競輪開催費	96.2
公営競技納付金	44.0
その他開催関係経費等	263.2
<b>収支差額(A)-(B)</b>	<b>941.3</b>



### 特徴的な交付金・委託料等

(単位:千円)

JKA交付金(自転車競技法第16・29条)	③交付額	公営競技納付金(地財法附則第32条の2)	③納付額	競輪開催業務
1号交付金 自転車・機械工業の振興	229,986	◆納付先: 地方公共団体金融機構 ◆納付額: 次のいずれか少ない方の額に20%を減じた額 ①年間売上から40億円を控除した額の1.0% ②年間収益から7千万円を控除した額の1/2	44,046	◆委託先: ㈱JPF ◆委託料: 車券売上収入に3.26%を乗じて得た額 ◆収益保証額: 1億円
2号交付金 体育・その他公益事業振興	179,392			
3号交付金 競輪関係業務費(JKA運営費)	65,381			
計	474,759			

■ 地域貢献の状況

向日市への補助金	向日市及び地域が行う環境整備等に対し、競輪場(京都府)から向日市へ補助金を交付	補助金額 40,000千円
向日市まつり	向日市、市商工会、京都中央農業協同組合で組織された向日市まつり実行委員会が開催する「向日市まつり」の会場として提供	入場人員(R円) 約5万人(2日間計) 〈R2～3は中止〉
「竹の里・乙訓」物産展 ＋ KARA-1グランプリ	向日市、市商工会、市観光協会、京都府等組織された乙訓商工・観光協議会が開催する「物産展＋KARA1」の会場として提供	入場人員(R円) 約11万人 〈R2～3は中止〉
場内施設の開放	①向日町会館会議室(正門南側建物2階) ②テニスコート(バンク内) ③卓球場(西門北側2階) ④野球・サッカー(第4駐車場北)	向日市に対して一括で使用許可(無償)
自転車スポーツとの連携	<R3の主な利用実績> 京都府自転車競技連盟: 京都府国体予選・京都市市民総体 関西トラックフェスタ(毎月1回程度) 京都府高校体育連盟: 高校選手権・インターハイ予選 京都サイクルクラブ: バンク走行体験・BMXコース等(毎月1日程度)	利用者数(R円) 会館 3,440人 テニス 173人 卓球場 3,634人 野球等 1,576人 計 8,823人



2019 向日市まつり (市HPより)



2019 物産展＋KARA1グランプリ



## ■ ミッドナイト競輪（FⅡ）の開催

### 趣旨

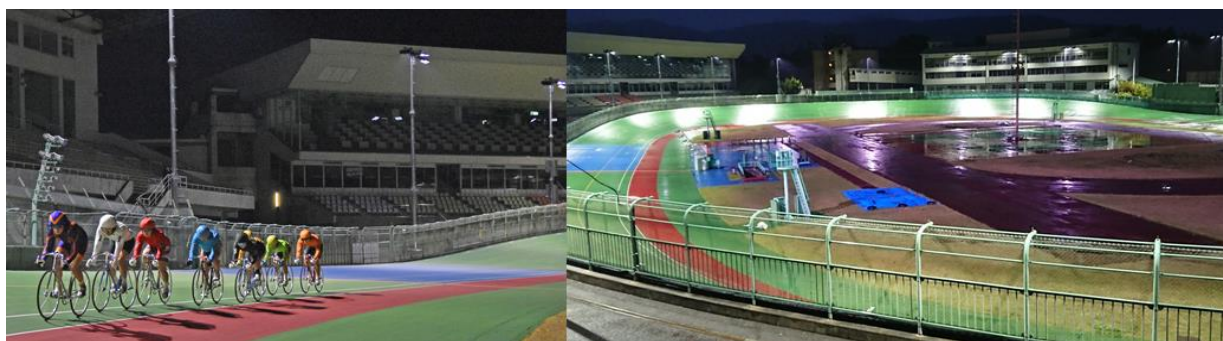
平成30年度から奈良競輪場を、令和2年度は松阪競輪場を借り上げて開催してきた「ミッドナイト競輪」を令和3年度上期から自場開催するため、ナイター照明設備を整備し、更なる売上向上と収支改善を図ることとしたもの。

### ナイター照明設備整備概要

- ① 整備主体：(株)JPF(旧日本写真判定株)  
(京都府は、ファイナンスリースによる借上)
- ② 事業費：218百万円
- ③ 整備内容
  - ・照明専用柱 20基(3or5個のLEDライト設置)
  - ・壁付け 3基(3個のLEDライト設置)
  - ・自家発電装置一式
  - ・制御装置・演出照明システム一式

### 収支改善効果

- ① 「ミッドナイト競輪」は無観客開催のため、警備、清掃、発売・払戻業務等の経費が抑制
- ② 自場開催に伴い、「ミッドナイト競輪」の開催回数が増加(年4回→年8回)
- ③ 「ミッドナイト競輪」の開催回数の増加に伴い、収益性の低いFⅡ(昼)開催の開催回数を減少(年6回→年4回)



### ミッドナイト競輪における特徴的な取組

- ① 自場の「ミッドナイト競輪」に『ムッチーナイトレース』との総称を付し、一体的な広報を実施
- ② 包括受託事業者である(株)JPFが同様の受託競輪場(2場)と連携・協調した共同広報を実施
- ③ 独自のYOUTUBE番組の制作や競輪場HPへの各種特設ページの新設など、ネット戦略を実施
- ④ 民間ポータルサイトと協調・協働したキャッシュバックキャンペーンを実施 など

### ③ ネット戦略の実施状況

CS放送(スピードチャンネル)用のスタジオを京都らしさを醸し出したスタジオに改修(全ての開催で使用)



当场独自のYOUTUBE番組用に新たにスタジオを設置(昼開催の際に使用)  
番組名  
「おさいふパンパンけいりんマダム」

## これまでの経過

1 年 表

昭和23年 8月 自転車競技法 公布  
 昭和25年11月 向日町競輪場 竣工、第1回競輪 開催  
 昭和42年10月 第1, 第2投票所 改築工事完了  
 昭和43年10月 中央投票所 改築工事竣工  
 昭和61年12月 特別観覧席・第3投票所 工事完了  
 平成4年 5月 選手宿舎 改築工事竣工  
 平成13年 6月 選手管理センター 建設工事完了

※ 平成10～14年度 単年度純収支の赤字

平成21年 3月 向日町競輪事業検討委員会 設置

※ 平成21～22年度 単年度純収支の赤字

平成23年 2月 向日町競輪事業検討委員会 報告書

平成23年 3月 大津びわこ競輪場 廃止  
 ※ 直近の廃止：一宮競輪場（平成26年3月）

平成23年12月 京都府議会で、山田前知事が「競輪事業の存続は非常に厳しい」と答弁

平成29年 4月 運営の包括民間委託 開始  
 ※ 現在、第2期（令和2年度～6年度）

平成30年12月 BMXフリースタイルコース 設置

平成31年12月 京都府議会で、西脇知事が「黒字基調であるため、廃止を急ぐ状況にはない」と答弁

令和3年 3月 バンク照明設備 設置工事完了  
 令和3年 6月 ミッドナイト競輪本場開催 開始

令和4年 3月 包括外部監査 報告書

## 2 過年度における検討状況

### (1) 向日町競輪事業検討委員会 報告書（平成23年2月）

資料4参照

#### <今後のあり方の検討のポイント>

- ・ 向日町競輪事業の第一義的な目的は、府民サービスの維持・向上に向け、一般財源を確保すること
  - 今後のあり方を検討するに当たっては、一般財源の確保が継続してできるかどうか最も重要なポイント

#### <今後のあり方>

- ・ 向日町競輪事業が、今後、京都府の一般財源を確保するという役割を担っていくことは現実的に難しく、むしろ赤字が拡大していく恐れが大きい
  - ① 今後も継続的な赤字が見込まれる
  - ② 事業継続のための老朽化施設の更新による更なる収支悪化
  - ③ 施行者の取組の限界（現在の枠組みや全国的な売上減少傾向の中では、中長期的に事業を継続できない状況）
- 競輪事業の赤字の税金による補てんは、府民の理解を得られるものでなく、事業の廃止もやむを得ないものとする

#### <留意すべき事項>

- ・ 関係者や地域住民の理解・協力で成り立ってきた事業であり、廃止によるマイナスの影響の可能な限りの抑制が必要

#### 【主な検討項目】

- ・ 雇用対策、地域経済等への影響への配慮
- ・ 跡地の利活用と当面の管理  
地域の活性化やまちづくり、地域の安心・安全に配慮した対応
- ・ 多様なニーズへの対応  
市民、アマチュア自転車競技者等の施設利用

## ＜趣 旨＞

- 競輪事業を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、**向日町競輪場の現状を会計的な視点から分析し、現時点での正確な状況の把握により将来の見通しを立てるとともに、乙訓地域における地域振興・スポーツ振興の拠点としての多面的な機能や新たな活用策を検証**

## ＜指摘事項（向日町競輪事業存廃の再検証の必要性）＞

- 検討委員会が「廃止もやむなし」と判断した基準は、競輪事業の目的（地方財政への貢献）を果たせるかどうか。当時の状況では将来の悲観的な収支予測しか描けなかった。
- その後、向日町競輪場は、様々な経費削減を実施し、包括民間委託の実施により大きく収支を改善
- さらに、民間の力を活用したインターネット投票やミッドナイト競輪での成功例を自場に積極的に導入し、車券売上を近年急激に増加させ、一般会計への繰出しを可能に
  - **京都府は、地方財政への貢献という判断基準を再確認し、新たな第三者委員会による向日町競輪事業の存続に関する再検討を早急に行うべき**

## ＜意 見（競輪場存廃の方向性）＞

- 検討委員会が、競輪場の存廃を判断する最も重要な基準は、京都府財政への繰出しが可能か否か
- 安定した収支黒字、継続的な一般会計への繰出、今後のこれまで以上の収支黒字の見込み
- 施設の建替資金の中期的な償還可能との試算
  - **廃止すべきと考える要素は消失しており、存続させるべき**

## ＜参考：包括外部監査の指摘事項（7件）及び意見（13件）一覧＞

	指摘事項（件数、内容）	意見（件数、内容）
収支状況	1件（公営競技納付金の削減及び一般会計繰出金の合理化を目的とした基金の設置 等）	3件（入場料の見直し 等）
施設・設備の状況	3件（計画的な修繕の管理 等）	3件（バンクの改修 等）
運営管理の状況	1件（適切な備品管理）	6件（包括民間委託の結果評価 等）
総括・提言	2件（向日町競輪事業存廃の再検証の必要性 等）	1件（競輪場存廃の方向性）



### 3 京都府財政等への貢献（競輪開催による収益金の活用）

#### < 自転車競技法（昭和23年法律第209号） >

第1条第1項 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

#### (1) 京都府一般会計繰出金（累計 約470億円）

- 一般会計へ繰出し、地方財政の健全化に貢献
  - ※ 平成12～20年度、平成22～27年度を除く
  - ※ 昭和49～50年度は、各年28.75億円

#### (2) 競輪振興法人（JKA（旧日本自転車振興会））交付金（累計 約367億円）

- 自転車振興等の事業に充てるため、競輪振興法人（JKA）に対して交付
  - ・ 自転車その他の機械に関する事業の振興  
（公設工業試験研究所等の設備導入、大学等の研究資金 等）
  - ・ 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興  
（検診車や福祉車両の購入 等）

#### (3) 公営競技納付金（累計 約87億円）

- 地方公共団体金融機構に納付。同機構から地方公共団体への貸付金の貸付利率の引き下げの財源として活用

#### (4) 向日町競輪場周辺環境整備事業交付金（累計 約29億円）

- 向日市が行う環境整備や地域振興に資する事業に対して交付
  - ※ 「累計」は、いずれも令和3年度末時点

**全国的な競輪事業の状況**

- 全国車券売上：平成3年度(ピーク時) 2兆円 → 平成21年度 7千億円(6割減)
- 車券購入単価：平成3年度 5.72万円/人・日 → 平成21年度 1.54万円/人・日
- 来場者数：平成3年度 2,745万人 → 平成21年度 648万人(8割減)  
ファンの高齢化・固定化(平均年齢：平成3年度 49.8歳 → 平成21年度 57.0歳)
- 制度上、硬直的な収支構造(施行者の裁量部分が少ない仕組み)

**向日町競輪の現状・経営状況**

- 府一般会計への繰出し(財政貢献) 453億円
- 向日市への交付金25億円、その他地域経済への直接的・間接的な波及効果
- 全国的な状況と同じく大幅な車券売上・収益の減少
  - ・平成21年度車券売上：139億円(ピーク時(平成2年度)から約6割減少)
  - ・平成21年度収益：32百万円の赤字(平成2年度は26億円の黒字)
- 近年は府財政への貢献が不十分(平成21年度は10年ぶりに一般会計に8億円繰出し)
- 場間場外発売の拡大等の収入確保及び経費削減等の取組を実施

**収支見通し等****<今後の収支見通し>** (一定の条件設定のもと試算)

- 近年の売上減少傾向が続けば、経営改善を実施しても赤字になる可能性大
- 中位のケースでも平成23年度以降赤字(平成26年度までで計5億円程度の赤字)
- 平安賞の売上減等から平成22年度決算も赤字となる可能性大

**<事業継続のための視点>**

- 事業継続には施設整備等への投資と元利償還の負担が必要
- びわこ競輪廃止により一定の増収効果は見込まれるが、中長期的な改善までは困難
- 国において競輪制度の見直しを検討中。その中で、現状のままでは平成28年度にはすべての競輪場が赤字となることなどの試算

**<地域住民ニーズ>**

- 「2008年度向日市民まちづくりアンケート」の結果：7割弱が競輪事業に消極的
- 地元自治会長等から、地域貢献を評価する意見、廃止し地域の活性化やまちづくりに繋がる施設を求める意見等

**今後のあり方****<向日町競輪事業の存廃>**

- 向日町競輪事業の第一義的な目的は、府民サービスの維持・向上に向けた一般財源の確保にある。
- 今後の収支見通しは、その中位のケースにおいても継続的に赤字になることが見込まれ、競輪事業を継続するために設備投資を行えば収支が更に悪化する。
- 従来から様々な経営改善の取組が実施されてきたが、現在の枠組みや全国的な車券売上の減少傾向の中では、施行者の取組も自ずと限界がある。
- 国において制度見直しが検討されているが、赤字の競輪場が継続的に黒字化するような具体的な方策は見当たらず、施行者が置かれている現状は、事業を中長期的に継続していける状況にないことは明らか。
- 大津びわこ競輪場の廃止により、車券売上が一定改善されることが見込まれるが、車券売上が継続的に押し上げる効果は期待できない。
- こうした状況を総合すると、向日町競輪事業が、今後、府の一般財源を確保するという役割を担うことは現実的に難しく、むしろ赤字が拡大していく恐れが大きい。
- 競輪事業の赤字を税金で補てんすることは、到底府民の理解を得られるものではなく、事業の廃止もやむを得ないものと考えられる。
- 引き続き経営が悪化している状況などから、京都府の速やかな決断が求められる。

**<留意事項>**

- 向日町競輪事業は、関係者や地域住民の理解と協力によって成り立ってきた事業であり、廃止に当たって生じるマイナスの影響をできるだけ抑制する必要がある。

**【主な検討項目】**

- ・雇用対策等  
雇用対策、地域経済等への影響への配慮
- ・跡地の利活用と当面の管理  
地域の活性化やまちづくり、地域の安心・安全に配慮した対応
- ・多様なニーズへの対応  
市民、アマチュア自転車競技者等の施設利用等

令和3年度

京都府包括外部監査報告書

【概要版】

監査テーマ

「収益事業特別会計（向日町競輪場の課題解決と  
今後の可能性等）について」

令和4年3月

京都府包括外部監査人

公認会計士 人見 敏之

# 京都府包括外部監査の結果及び意見の概要

## 1. テーマ選定理由

向日町競輪場は、自転車競技法に基づき、自転車等の機械の改良及び輸出の振興、体育事業等の振興、地方財政の健全化を図るため、昭和 25 年に開設され、その収益を京都府の一般会計に繰り出すことで、京都府政に大きく寄与してきた。

しかし、全国的な状況と同様に、向日町競輪場においては平成 2 年度をピークに売上や入場者数が減少し、収支が悪化したため、平成 13 年度に実施された包括外部監査では更なる経営改善の取組を推進するよう指摘を受けた。

さらに、平成 23 年には向日町競輪事業検討委員会から、当時の収支が赤字であり、経営改善を実施しても黒字化する見込みが低く、その上、老朽化した施設等を更新する場合には収支が悪化するおそれ大きいことから、事業の廃止もやむを得ないものとの提言がなされた。

その後は、平成 24 年の自転車競技法の改正による競輪振興法人への交付金率の引下げ、平成 29 年度からの包括民間委託の導入等による経営改善の取組により単年度収支が黒字化したことから、現在の包括民間委託期間である令和 6 年度までは継続を決定したものの、令和 7 年度以降の存廃については、未定の状況である。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会・経済情勢が大きく変化した。競輪場においても、感染予防対策として無観客での開催を余儀なくされるなど、入場者数が減少する中ではあるが、全国的な傾向として、近年の競輪事業の売上は増加している。

このように、競輪事業を取り巻く状況は大きく変化してきており、向日町競輪場の現状を会計的な視点から分析し、現時点での正確な状況を把握することで、将来の見通しを立てるとともに、乙訓地域における地域振興・スポーツ振興の拠点としての多面的な機能や新たな活用策について検証することは、京都府政を考える上でも有意義と考え、本テーマを選定した。

## 2. 外部監査の方法（監査の要点）

収益事業について、法令遵守、合規性、経済性、有効性及び効率性の観点から、特に以下の点に留意して監査を実施した。

- ・ 売上、収支等を踏まえた管理運営ができているか。
- ・ 売上増加、収支改善等に向けた利用促進策を進めるなど経営努力が行われているか。
- ・ 乙訓地域の地域振興・スポーツ振興の拠点としての機能を果たしているか。
- ・ 財務事務の合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から合理的かつ適正に対応できているか。

実際の運営状況を確認するため、向日町競輪場を複数回訪れ、本場開催、ミッドナイト競輪開催及び施設の状況を視察した。また、選手会や過去の向日町競輪事業検討委員会の関係者にヒアリングを行った。

向日町競輪場の車券は、場外発売や民間ポータルサイト経由で全国の競輪ファンから購入されていることから、全国的な競輪の盛り上がりの気運や活気を確認するとともに、向日町競輪場の運営状況や施設の状況を相対的に把握するため、以下のとおり他の競輪場を可能な限り独自に視察した。

（奈良、岸和田、和歌山、福井、松阪、四日市、大垣、岐阜、豊橋、松戸、大宮、千葉、平塚、川崎、前橋、小田原、立川、広島、小倉、玉野）

## 3. 監査対象

向日町競輪場における競輪事業

<参考：向日町競輪場の収支の状況> (単位：百万円、千人)

	平成22年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
車券売上収入	11,567	12,352	12,444	23,633
本場入場者数	120	43	27	/
受託場外入場者数	418	251	251	
単年度純収支	▲62	214	313	956

※ 令和2年度は緊急事態宣言で3開催休止での実績、令和3年度は2月補正後予算

<参考：全国競輪の状況> (単位：億円)

	平成22年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
車券売上収入	6,349	6,605	7,499	8,900以上 (見込み)

#### 4. 指摘事項及び意見

##### 4.1. 指摘事項及び意見の件数

指摘事項及び意見は以下のとおりとした。

監査対象	指摘事項	意見
(1) 収支状況	1	3
(2) 施設・設備の状況	3	3
(3) 運営管理の状況	1	6
(4) 総括・提言ほか	2	1
合計	7	13

##### 4.2. 指摘事項及び意見の内容（本編報告書より引用）

###### (1) 収支状況

<b>【指摘事項 1】</b>	公営競技納付金の削減及び一般会計繰出金の合理化を目的とした基金の設置	報告書 3.4(1)
<p>向日町競輪場を除く 42 場の全ての競輪場では競輪事業に係る基金を設置し、積立てを行うことで公営競技納付金の納付を合理的に圧縮し、将来の経営安定や施設整備に向けた資金留保を行っている。全国で向日町競輪場だけが競輪事業に係る基金を設置していないため、公営競技納付金を調整することができない状況である。</p> <p>競輪事業の継続が曖昧なままでは基金条例の制定が難しいことは理解できるが、競輪事業が好転した時点で事業安定化のための基金が設置されていれば、3年間の納付金 74 百万円を削減できた事実は否めない。仮に令和 3 年度の車券売上が見込額の 216 億円、公営競技収益額が 641 百万円として算定すると、令和 4 年度に 138 百万円の納付金を支払わなくてはならない。収支が劇的に改善した現状においては多額の公営競技納付金を納めることとなり、中期的な京都府の運営としては経済的でないとの謗りを免れない。</p> <p>京都府は早期に競輪事業の存廃を決断し、継続する場合には、将来の経営安定、将来に向かって使用する見込みのない老朽化設備の先行取壊しを含む施設整備に向けた資金留保等を目的とした基金を設置し、公営競技納付金を合理的に削減した上で、一般会計への繰出しを果たすべきと考える。</p>		

<b>【意見 1】</b>	入場料の見直し	3.2.2
本場開催時の入場料 50 円の徴収については、費用対効果の観点から、全国的にも		

廃止している場が多く、全国で稼働している競輪場 41 場のうち半数以上の 22 場が無料としている状況においても、徴収する意義が少ないことから、その廃止について検討すべきと考える。

大口投票者が利用する特別観覧席 1,150 円は、他場のサービス内容と比較して、金額の端数の撤廃も含めて、金額設定を再検討されたい。

【意見 2】	将来的な場外発売減少への対応	3.2.3
<p>現状の来場者は高齢者が大半を占めていることから、早晩、大幅な減少が予想される。場間場外や専用場外での車券発売の減少傾向を踏まえると、場外発売に係る受託料は契約で定めた料率で決まる部分が多いとはいえ、将来的には、場外発売による受託収入額が受託場外開催経費を下回り、受託場外収支が赤字となってしまう可能性があり得る。</p> <p>自場開催レースの車券を場外発売してもらおうという相互協力関係を鑑みれば、単純に場外発売を縮小することは向日町競輪場にとってプラスとはならないが、受託場外収支が赤字にならないよう早期に検討し、対策していく必要がある。</p> <p>今後、競輪施行者は、来場ファンの減少を食い止め、収入を増加させる方策と、場外発売に要する経費（発売経費や警備経費）の縮減を検討していく必要がある。来場ファンが競輪場の窓口で車券を購入したくなるような更なるインセンティブの企画なども求められ、競輪場のあり方検討を行われる際には、これらを含めて議論されたい。</p>		

損益分岐点分析によれば、向日町競輪場は固定費の削減と、固定費を変動費化する収支改革によって、赤字となりにくい体質となっており、平成 22 年度では売上収入が 15%増加しても赤字であったが、令和 2 年度では売上収入が 31%減少しても黒字を維持できる計算である。

【意見 3】	将来的な変動費率の低減	3.5(4)
<p>黒字化を確実にした向日町競輪は、今後は固定費水準を維持したまま、変動費率を低減させる方策を検討していく必要がある。しかし、向日町競輪として低減の可能性がある項目は、場外車券発売委託費用と包括開催業務委託費及び公営競技納付金のみである。</p> <p>場外車券発売委託費用の低減については、CTCと協力してCTC経由のインタ</p>		

一ネット投票率を高めることが有効であろう。例えば、競輪場内に Wi-Fi を設置して、窓口もしくは場内 Wi-Fi と CTC を経由して投票した購入者に対し、抽選で外れ車券の投票額を返金するなど、来場へのインセンティブに繋がるようなインパクトある方策が望まれる。

CTC サイト側での専用アプリ開発などの強化が有効と考えられるため、全輪協等と連携し、民間ポータルによる広告宣伝や投票インセンティブに見劣りしない健全な競争によって、将来的な変動費率の低減を目指されたい。

## (2) 施設・設備の状況

【指摘事項 2】	計画的な修繕の管理	4.2.5
<p>競輪場は装置産業としての性質があり、不特定多数の来場者を迎え入れる施設であるため、競輪場として法定点検以外でも定期的な点検などにより老朽化リスクを把握し、計画的な修繕を実施する必要がある。</p> <p>そのため、修繕に要する費用の予算化が難しいとしても、修繕が必要な項目をリストアップしておき、優先順位の高いものから、毎年度の予算において計画的に修繕を実施していくべきである。</p>		
【指摘事項 3】	第 4 駐車場群の整理と向日消防署跡地の有効活用	4.3
<p>向日町競輪場の第 4 駐車場群のうち(B)(D)は、来場者数が多かった時代には使用されたかもしれないが、現在では来場者数の減少に伴い使用する見込みがなくなっている。また、第 4 駐車場(C)については、平安賞開催時には利用されているものの、一年のうち、4 日間のみのために土地を保有しておくことは極めて非効率である。現状の利用実態を踏まえ、競輪場として必要となる駐車場の台数を再度精査し、その上で、必要数を確保すべきである。</p> <p>一方で、向日町競輪場に隣接する駐車場は身体障害者向けの第 1 駐車場のみであり、車で来場する人にとって非常に不便であるため、利便性の向上として、令和 3 年度内に返還される予定の向日消防署の跡地を向日町競輪場の専用駐車場として活用することを検討すべきである。</p>		
【指摘事項 4】	駐車場グラウンドの積極的な貸出し	4.4
<p>第 4 駐車場(A)は、向日町競輪場が建設交通部住宅課から借用しているものであるが、常時駐車場として利用されている東側の 3 分の 1 程度以外は、ほとんど利用さ</p>		



れていない状況である。平安賞が開催される4日間は満車となるため、向日町競輪場にとって当該駐車場は必須と考えるが、平安賞の開催時期以外は、グラウンドとしてもっと地域住民に有効利用される方法を追求すべきである。

現状の貸出方法は機能していないと言わざるを得ず、グラウンドの予約方法として、京都府・市町村共同の公共施設予約システムに掲載するなどして、多くの府民が利用できるような取組をすべきである。

【意見4】	バンクの改修について	4.2.1(4)
<p>向日町競輪場のバンクは、昭和61年以降、35年間も大規模改修が実施されておらず、ミッドナイト競輪の自場開催に向けて令和2年度に7年ぶりに塗替え補修が実施されたが、バンクの基盤を原因とするひび割れ箇所が散見される。</p> <p>現在のバンクは、遠くない将来、競輪運営の大前提となる競走の安全性に懸念をもたらす状況であることから、今後の競輪場のあり方検討において、存続を決めた際には、早急に大規模改修に着手されたい。</p>		

【意見5】	走路内施設について	4.2.1(4)
<p>競輪に対する批判的意見が多かった時代には、走路内に陸上トラックやテニスコートを設けて、地域との交流を促進することも意味があったと思われるが、他の方法により自転車振興や地域との繋がりを構築している現在においては、走路の中央部に他用途施設を設置する意義は薄いと思われる。</p> <p>また、走路内施設のメンテナンスも十分ではないように思われることから、将来の改修時には、当該施設を撤去することが望ましい。</p>		

【意見6】	第4投票所棟、第5投票所棟の取壊しについて	4.2.2(2)
<p>現在閉鎖されている第4投票所棟(及び第2観覧席棟)、第5投票所棟(及び第1観覧席棟)は、昭和36年・40年に建設されたものであり、耐震化もされていない状況である。来場者が減少した現在では、暫定的な倉庫としての使用を除き、将来にわたって使用する見込みがない。</p> <p>今後、年数が経過するに連れて倒壊のリスクが高くなることから、奈良競輪場での取組を参考に、遠くない時期に取壊しを先行することが望ましい。</p> <p>なお、向日町競輪場の存続が未確定な時期にこれらを取り壊すことで不必要に廃</p>		

止の議論が高まる可能性もあるため、取壊しの検討は京都府の方針が確定した後に実施されたい。

### (3) 運営管理の状況

【指摘事項 5】	適切な備品管理	5.2(3)
<p>向日町競輪場においては、今後使用することのない不要品が廃棄されずに保管されており、また、備品の新規購入や廃棄に伴う資産の現状が適時に備品登録表へ反映されていないため、備品登録表が向日町競輪場で使用している物品を表していない。現物確認では、向日町競輪場と包括民間委託の事業者のどちらが所有しているのか不明な備品が多数見受けられた。</p> <p>当該状況では、包括民間委託の事業者が交代する時に向日町競輪場の備品が誤って撤去される可能性があり、包括民間委託の応募時に新規事業者が用意すべき備品の数量等を判断できず二の足を踏む可能性もある。</p> <p>包括民間委託の事業者を公募し、及び選定する立場の運営として不適切な状況であるため、備品の所有者を明確に区分するためにも、適時に不要品を廃棄し、備品登録表を更新するなどして、適切な備品管理を行うべきである。</p>		

【意見 7】	現金準備額の見直しについて	5.1(2)
<p>本場開催・受託場外発売の際には、配当に備えるために開催資金として毎日高額な現金が競輪場へ運び込まれているが、発売実績に対し過大であると考えられる。</p> <p>万車券が偏って続出するなどした場合には開催資金を上回る可能性はあるが、過去の払戻実績や本場売上額・受託場外発売額が減少した現状を踏まえると、その可能性は限りなく低いと考えられる。</p> <p>現金の移動については、盗難や紛失等のリスクも伴うため、過去からの本場売上・受託場外発売額の推移を踏まえ、券売機ごとの平均的な入出金状況に応じた資金投入も行うことで、円滑な運営に支障のない範囲で準備資金を圧縮することを検討されたい。</p>		

【意見 8】	包括民間委託の結果評価	5.3.1(4)
<p>向日町競輪場開催業務を受託している包括民間委託の事業者は、契約に基づき本場開催業務に係る計画書、実施報告書及び年次報告書を提出している。</p> <p>しかし、平成 29 年度から 3 年間の契約において事業者が実施した業務に関し、当</p>		

初の企画提案内容に対する結果については、現在の契約書等において明文化されたルールは定められていないことから、事業者自身での評価は報告されておらず、京都府としても評価していないとのことである。

次回公募時の課題及び改善点を把握し、評価基準の選定に活かすという観点から、回目の包括民間委託の公募開始までに、企画提案内容の進捗結果について評価するプロセスの導入を検討されたい。

【意見 9】	公募型プロポーザルにおける参加者の確保	5.3.1(5)
<p>公募型プロポーザル方式による契約の公募において参加が1者のみの場合は、運用委員会小委員会の全ての委員の承認を得ることで手続を継続することは可能であるものの、参加者が1者のみの場合は、競争原理が働かず、契約の基本である経済性が担保されなくなる可能性がある。特に、包括民間委託契約の場合は、既に契約している業者が事業の実態を最も把握しており、一方で自治体においては民間に業務を包括的に委託することで運営のノウハウがなくなり、直営に戻せないという実情がある。</p> <p>応募参加者を増やすための方策として、向日町競輪場は、向日町競輪場HPに入札・プロポーザル情報HPへのリンクを貼ることに加え、前回の公募時に説明会へ参加していた事業者やその後に関心を持った事業者など、参加可能性のある事業者に対して公募を実施していることをPRしていたとのことである。</p> <p>しかし、結果的には1者のみの参加となっており、また、全国で包括民間委託業務を受託できる企業は限られていることから、応募や問合せのあった事業者だけでなく、受託できる可能性のある全ての事業者にも公募情報を個別に伝えて参加を促すなど、応募参加者を増やすための更なる取組が求められる。</p>		

【意見 10】	予定価格調書への不適切な記入と形骸化	5.3.2(3)
<p>オッズパーク及び Winticket との契約により、場外車券発売に関する業務を委託しているが、予定価格調書の記入方法が不適切であった。</p> <p>予定価格調書の金額は、通常、税込金額で記入するため、予定価格調書では税抜の見積積算金額に 1.1 を乗じて税込金額を記入する必要があるところ、税抜金額である見積積算金額を更に 1.1 で割った金額が記入されていた。そのため、契約金額が予定価格調書よりも高くなってしまいう結果となっていた。</p> <p>契約金額が予定価格を上回る状態で契約が締結されており、単独随意契約という</p>		

こともあり、予定価格調書が形骸化している可能性がある。単独随意契約であっても適切な価格で契約することが必要であるため、予定価格は税込金額とすべきことを徹底し、契約金額が予定価格を上回っていないことを確認した上で、契約を締結する必要がある。

【意見 11】	単独随意契約とすることの検討について	5.3.2(3)
<p>向日町競輪場ナイター照明設備賃貸借契約は、安全確保を図りながら工程管理を行い、その後の賃借期間の運用を行えるのは包括民間委託業者である J P F のみであることや、令和 3 年度に実施が決まっていたミッドナイト競輪の開催日程を踏まえて、J P F と単独随意契約を締結している。</p> <p>当該契約締結の起案においては、単独随意契約とする理由として、当該事業を行えるのは J P F のみとされているものの、実態を確認すると、限定的唯一性ではなく、電気工事も受注でき、現場の監理・監督が可能な職員が常駐している J P F が受注することにより、他の事業者が実施するよりも安価で速やかに完成できる見込みであるという有利さからの唯一性であるとのことであった。</p> <p>単独随意契約は例外的な手続であることを踏まえ、契約締結の起案においては、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとする理由を具体的かつ正確に記載することが求められる。</p>		

【意見 12】	場外開催時の店舗加算使用料	5.3.2(4)
<p>売店の使用料収入は、店舗通常使用料と店舗加算使用料から構成される。このうち、店舗加算使用料は向日町競輪場設置並びに管理条例別表(料金表)の備考欄に「各種競技催物等を開催する日数に応じ、通常使用料に加算して納付するものとする」と規定されており、現状は本場開催日のみが徴収対象となっており、場外開催日は売店の営業はしているものの、店舗加算使用料を徴収していない。</p> <p>従前から、場外発売は主催場の催物（例えば岸和田競輪場が本場で、向日町競輪場で場外発売する場合は、岸和田市の事業）であり、向日町競輪場の催物ではないと整理されてきたことなどから、加算使用料を徴収してこなかったが、実態として売店の営業が行われていることから、場外発売開催日における店舗加算使用料の徴収の適否についても、今後、向日町競輪場のあり方検討の中で、協議されたい。</p>		

#### (4) 総括・提言ほか

【指摘事項 6】	来場者アンケートの実施とインターネット投票者の取込み	8.5
<p>競輪最高会議「中期基本方針」の中で競輪売上1兆円、施行者収益 230 億円の達成を目指す施策として、「競輪場を核とした地域密着型の新しいマーケティングを行う」ことと、「デジタル戦略の策定」が提言されている。</p> <p>これまで、向日町競輪場として来場者アンケート調査の実績はないとのことであるが、地域密着型の新しいマーケティングを行うためには、核となる競輪施行者自らが主体的及び積極的に、競輪場に集まる来場者、潜在的な来場者となりうる近隣住民、自転車競技者等の声を収集する必要がある。この実施時期については、向日町競輪場の今後のあり方検討の流れに含めることが効果的である。</p> <p>民間ポータルからのインターネット投票者が一過性のブームで終わらないよう、全国組織(JKA)、選手会、運営委託先、民間ポータル運営先を巻き込んでの競輪活性化の動きに向日町競輪場としても積極的に参加していく姿勢が求められる。</p>		

【指摘事項 7】	向日町競輪事業存廃の再検証の必要性	9.1
<p>平成 23 年の向日町競輪事業検討委員会において、向日町競輪場の廃止もやむなしと判断した基準は、向日町競輪場が地方財政への貢献という競輪事業の目的を果たせるかどうかであった。当時の状況では将来の悲観的な収支予測しか描けず、将来にわたって京都府財政への繰出しを見込める状況にはなかったため、廃止やむなしとの結論に至ったものである。</p> <p>その後、向日町競輪場は様々な経費削減を実施し、包括民間委託の実施によって大きく収支を改善させることに成功した。さらに、向日町競輪場は、競輪界全体における民間の力を活用したインターネット投票やミッドナイト競輪での成功例を自場に積極的に導入して、減少傾向であった車券売上を近年急激に増加させて、令和 3 年度当初予算ベースでは 7 億円もの一般会計への繰出しを可能としている。</p> <p>このような状況を踏まえ、京都府は検討委員会報告における地方財政への貢献という判断基準を再確認し、新たな第三者委員会による向日町競輪事業の存続に関する再検討を早急に行うべきである。</p>		

競輪場存廃に関する具体的な判断は京都府の政策の範疇であり、監査人は存廃の判断を下す立場にはないことは承知の上であるが、包括外部監査制度が導入された趣旨を鑑み、外部の第三者として敢えて指摘事項に加えて意見を述べることとする。

- ・ 向日町競輪場のリニューアル費用の想定は、解体費+バンク全面改修+メイン施設の建替えの合計30~36億円と、追加実施工事10億円の合計約45億円と見込む。
- ・ 将来収支シミュレーションの結果、最も収益性を低く見積もったケースでも、単年度純収支が毎年度7.5億円見込め、毎年度1億円の一般会計繰出金を実施しても、リニューアル費用は7年間で完済可能と判断される。

(仮に指摘事項1の基金を設置した場合、一般会計繰出金は毎年度2億円が可能)

【意見13】	競輪場存廃の方向性について	9.1
<p>向日町競輪事業検討委員会の報告書において、競輪場の存廃を判断する最も重要な基準は、京都府財政への繰出しが可能か否かであった。</p> <p>現在、向日町競輪場は安定した収支黒字を計上しながら一般会計への繰出しを継続的に果たしており、今後はこれまで以上の収支黒字も見込まれている。また、施設の老朽化の課題についても、将来収支シミュレーションの結果を踏まえると、施設の建替えに必要と見込まれる資金を中期的に償還することが可能と試算されたことから、現在の状況から客観的に判断すれば、競輪場を廃止すべきと考える要素は消失しており、向日町競輪場は存続させるべきと考える。</p>		

以上